



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 6 号

平成31年(2019年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について (文化財保護課)	1
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (生活支援課)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	2
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (")	2
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について (")	3
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止について (")	3
○介護保険法の規定による事業者の指定について(3件) (介護保険課)	3
○介護保険法の規定による事業の廃止について(2件) (")	4
○車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当該道路の通行方法について (道路管理課)	4

● 公 告	
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	5
○建築基準法の規定に基づく一団地の認定の取消しについて (")	5
○開発行為に関する工事の完了について (")	6
● 教育委員会告示	
○平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課)	6
● 監査公表	
○監査公表(第3号) (監査事務局)	7
● 農業委員会告示	
○平成31年第3回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	8
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	8
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	9

告 示

●金沢市告示第65号

平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

表中 「金沢市押野3丁目568番地 浅野 邦子」 を 「金沢市森戸2丁目1番1号 株式会社 箔一」 に、

「金沢市尾張町2丁目4番13号 長井 美佐子 長井 京子」 を 「金沢市尾張町2丁目4番13号 長井 美佐子 金沢市高岡町10番1号 山縣 泉」 に、 「金沢市東兼六町2番37号 株式会社 見城亭」 を

「金沢市兼六町1番19号 株式会社 見城亭」 に改める。

●金沢市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
観音堂東町会	代表者の氏名及び住所	川田 和彦 金沢市観音堂町ル52番地1	荒井 真市 金沢市観音堂町チ59番地3	平成31年1月1日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	市川 勉 金沢市御所町1丁目176番地	芦原 三郎 金沢市御所町1丁目276番地	平成31年3月3日

●金沢市告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
さくら内科クリニック	ふじたファミリークリニック	金沢市元町2丁目6番10号	平成31年1月1日

●金沢市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉田歯科医院	金沢市泉2丁目4番1号	平成31年2月28日

●金沢市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地		
1740142680	プラス薬局	金沢市木越町チ80番地6	株式会社プラス	金沢市木越町チ80番地6	平成31年1月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
1770101945	特定非営利活動法人サポート24	金沢市東山3丁目11番14号	金沢市田上の里1丁目139番地	平成30年4月1日

●金沢市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100483	デイサービスセンター鶴寿園	金沢市額谷町ヌ1番地	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	平成26年3月31日	通所介護
1770104667	デイサービスセンター泉野苑	金沢市泉野6丁目15番5号	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	平成30年3月31日	地域密着型通所介護
1770100525	デイサービスセンター元町苑	金沢市元町1丁目12番12号	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	平成26年3月31日	通所介護
1770100806	富樫ふれあいの家	金沢市寺地1丁目16番8号	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	平成24年3月31日	認知症対応型共同生活介護

●金沢市告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106217	ヘルパーセンターコロネットいちろ	金沢市松島3丁目207番地	株式会社コロネットいちろ	平成31年3月1日	訪問介護
1770106258	訪問介護ひかり	金沢市東力4丁目97番地18	株式会社光	平成31年3月1日	訪問介護

●金沢市告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100968	プラトー体操教室有 松店	金沢市有松4丁目 10番2号	株式会社ピーディー エスプラトー	平成31年3月1日	地域密着型通所 介護
1790100976	リハビリ&フィット ネス 寿リハ新神田	金沢市新神田4丁 目7番9号	株式会社エイムイン タービジョン	平成31年3月1日	地域密着型通所 介護

●金沢市告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103834	居宅介護支援事業所 サンケア杜の里	金沢市もりの里2 丁目138番地	サンケア杜の里株式 会社	平成31年3月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105235	プラトー体操教室有 松店	金沢市有松4丁目 10番2号	株式会社ピーディー エスプラトー	平成31年2月28日	通所介護

●金沢市告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101499	介護支援いずみ	金沢市泉2丁目10 番26号	有限会社介護支援い ずみ	平成31年2月28日	居宅介護支援

●金沢市告示第77号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び同条第2項の規定により告示します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
潟津7号湊2丁目線2号	金沢市湊2丁目42番地2先から金沢市湊2丁目40番地先まで

2 指定する期日 平成31年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第147号	平成31年3月14日	金沢市辰巳町口109番3及び110番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	31.20	6.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による次の認定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の22の2第1項の規定により公告します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

団地の名称	一 団 地 の 区 域	公告年月日
北陸電力三ツロアパート第2犀川寮	金沢市三口新町4丁目58番1から58番10まで、58番13から58番15まで及び166番1	昭和63年5月13日
市営額新町住宅1	金沢市額新町1丁目215番1及び215番2	昭和63年5月13日
市営上荒屋住宅5	金沢市上荒屋2丁目3番1及び3番3から3番39まで	昭和63年5月13日
市営花里町住宅	金沢市花里町25番1から25番9まで	昭和63年5月13日
市営松寺町住宅1	金沢市松寺町卯86番1の一部、86番7、86番10から86番11まで及び80番1の一部	昭和63年5月13日
市営松寺町住宅2	金沢市松寺町卯86番1の一部、86番8、86番12、74番12及び74番17	昭和63年5月13日

市営金石北住宅	金沢市金石北3丁目204番1から204番6まで及び214番1から214番15まで	昭和63年5月13日
---------	--	------------

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成31年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市浅野本町二72番9、73番11、103番6、104番1及び104番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市浅野本町1丁目5番12号 浅田 悦子	道路 金沢市浅野本町二72番9、73番11、103番6及び104番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第3号

平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から効力を有するものとします。

平成31年3月22日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第1項の表中	金沢市立新堅町小学校屋内運動場	金沢市立菊川町小学校屋内運動場	を
	690平方メートル	486平方メートル	
	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯	
	1個	1個	
	1脚	1脚	
	3脚	3脚	
	平常のまま開放する。	平常のまま開放する。	
	8,448円	8,448円	
	25,279円	25,279円	
	26,617円	26,617円	
410円	410円		

金沢市立犀桜小学校屋内運動場
690平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
8,448円
25,279円
26,617円
410円

に、

金沢市立湯涌小学校屋内運動場
701平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
8,448円
25,279円
26,617円
410円

金沢市立東浅川小学校屋内運動場
668平方メートル
常設電灯による点灯
1 個
1 脚
3 脚
平常のまま開放する。
8,448円
25,279円
26,617円
410円

を

金沢市立湯涌小学校屋内運動場
701平方メートル
常設電灯による点灯
1 個
1 脚
3 脚
平常のまま開放する。
8,448円
25,279円
26,617円
410円

に改める。

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成31年3月22日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 安 達 前

第1 監査の概要

1 監査の対象部局等及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
都 市 政 策 局	企画調整課、広報広聴課、情報政策課、国際交流課、東京事務所 交通政策部 交通政策課、歩ける環境推進課	平成30年7月10日 ～ 平成31年3月4日
文化スポーツ局	オリンピック関連事業推進室、文化政策課、文化施設課、文化財保護課、 歴史都市推進課 スポーツ部 スポーツ振興課、金沢マラソン推進課	
農 林 水 産 局	卸売市場 中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局	
保 健 局	健康政策課、医療保険課 保健所 地域保健課	
教 育 委 員 会	学校教育部 教育総務課、学校職員課、学校指導課、市立工業高等学校 生涯学習部 生涯学習課、図書館総務課 教育プラザ 地域教育センター	
農 業 委 員 会	事務局	

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、福田太郎、安達 前

3 監査の対象範囲

平成29年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた平成30年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成31年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月22日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

平成31年3月28日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について

消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防衛訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成31年3月22日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（粟崎町地内）

日 時 平成31年3月24日（日） 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月22日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成31年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 乙丸町及び法光寺町の各一部
 - (2) 観音堂町、近岡町及び南森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成31年(2019年)3月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)3月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	